

令和2年6月19日

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する 経済的支援等について

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する経済的支援等について、6月19日(金)時点で利用可能な主な制度についてお知らせします。(5月20日付通知からの更新部分を朱書きしております。)該当する場合、各問い合わせ先までご相談ください。

また、経済的支援について質問等がありましたら、下記の各キャンパス問い合わせ先までご連絡ください。

【学校において手続きする制度】(1)～(5)

問い合わせ先：(高松キャンパス)学務課学生支援係 TEL 087-869-3833
(詫間キャンパス)学生課学生係 TEL 0875-83-8517

(1) 高等学校等家計急変支援金について(本科1～3年対象)

概要：保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減した世帯に対して、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給額に反映されるまでの間、家計急変後の収入状況をもとに算出される就学支援金に相当する額を支給するものです。新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変した場合も対象となります。申請を希望する場合は、上記問い合わせ先までご連絡ください。

申込時期：事由発生後、速やかに

(2) 高等教育の修学支援新制度における給付奨学金(家計急変)について(本科4・5年生及び専攻科生対象)

概要：以下の家計急変事由に該当する場合、給付型奨学金及び授業料等減免の申請を随時申し込むことができます。

- A 生計維持者の一方(又は両方)が死亡
- B 生計維持者の一方(又は両方)が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
- C 生計維持者の一方(又は両方)が失職(非自発的失業の場合に限る。)
- D 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合

新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変した場合は、上記Dにより申請することができます。

詳細は日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

【制度概要】 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html

【進学資金シミュレーター】 <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

申請は学校を通じて行うため、申請を希望する場合は、上記問い合わせ先までご連絡ください。

※家計・学力基準あり

申込時期：家計急変事由発生から3ヶ月以内

(3) 独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除について(本科4・5年生及び専攻科生対象)

概要：学資負担者の死亡、失職及び風水害等の災害による家計急変等高専機構が定める特別な事由に該当し、学力基準及び家計基準を満たす学生に対し、半額あるいは全額授業料を免除する制度です。新型コロナウイルス感染症に係る影響による家計急変の場合にも、家計状況を確認の上、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合は対象となります。(前期授業料を既に納付している場合も対象となります。)
申請を希望する場合は上記問い合わせ先までご連絡ください。

書類配付期間：6月19日(金)～8月21日(金)

書類提出期限：8月28日(金)

(4) 日本学生支援機構貸与奨学金 緊急採用(第一種)・応急採用(第二種)について

概要：失職、破産、事故、病気、死亡等もしくは火災、風水害等の災害等又は学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合、申請することができます。
緊急採用(第一種・無利子)は全学年、応急採用(第二種・有利子)は本科4年以上が申請することができます。詳細は日本学生支援機構ホームページをご確認ください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/kinkyu.html
申請は学校を通じて行うため、申請を希望する場合は、上記問い合わせ先までご連絡ください。

※家計・学力基準あり

申込時期：年間を通じて随時

(5) 日本学生支援機構緊急特別無利子貸与奨学金について(本科4・5年生及び専攻科生対象)

概要：新型コロナウイルス感染症に係る影響で、世帯収入やアルバイト収入等が大幅に減少し、学生生活への経済的な影響が顕著になってきています。その緊急支援として一定期間、特別の貸与を行うもので、第二種奨学金(有利子)制度を活かしつつ利子分を国が補填し、実質無利子にて貸与されます。

詳細は日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyumurishi/index.html>

申請は学校を通じて行うため、申請を希望する場合は、上記問い合わせ先までご連絡ください。

※家計・学力基準あり

書類提出期限：6月26日(金)

【学校外における制度】(6)～(12)

<経済的に困難な場合に活用できる制度等(6)～(9)>

(6)生活福祉資金貸付金(緊急小口貸付貸付等の特例貸付)【幅広い世帯の方】

概要：新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯の方に対し、無利子・20万円以内で貸付を行う等の制度です。

申込時期：随時

問い合わせ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等又は全国の労働金庫(ろうきん)

(7)生活福祉資金貸付金(教育支援資金)【低所得世帯】

概要：低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、無利子・月6.5万円以内(大学の場合)で貸付をうけられる制度です。また、入学に際し必要な経費について、50万円以内でまとまった額の貸付も行っています。

申込時期：随時

問い合わせ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会

(8)母子父子寡婦福祉貸付金(就学支度資金・修学資金)【母子・父子・寡婦家庭の方】

概要：母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・59万円以内(私立大学の場合)、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・月14.6万円以内(大学で自宅外通学の場合)で貸付を受けられる制度です。

申込時期：随時

問い合わせ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当

(9)住居確保給付金【独立生計・収入減の方】

概要：離職・廃業後2年以内又は休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じている方(※)に家賃相当額(住宅扶助特別基準額が上限)を自治体から家主へ支給することで支援する制度です。

※学生アルバイトの場合は、基本的には対象には想定されていませんが、世帯生計を維持している(専らアルバイトにより学費や生活費等を賄っていた等)ことや求職活動などの支給要件に該当する方は支給対象になる場合があります。

申込時期：随時

問い合わせ先：お住まいの都道府県・市・区等の自立相談支援機関

住居確保給付金相談コールセンター 0120-23-5572

<その他(10)～(12)>

(10) 特別定額給付金(総務省)【住民基本台帳に記録されている方】

概要：基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付する制度です。

申請は、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により、世帯主が、郵送又はオンライン(マイナンバーカード所持者が利用可能)により行い、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込により実施します。なお、海外留学から帰国し、基準日において日本に居住している日本人学生等についても、住民票を復活させる手続きをしていただくことにより、住民登録の復活が基準日より後であっても給付対象者とするとしています。

申込時期：市区町村により決定された郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内。

問い合わせ先：特別定額給付金コールセンター 0120-260020

(フリーダイヤル応答時間帯：5/2以降平日、休日問わず9:00～18:30)

(11) 日本政策金融公庫の教育ローン【幅広い世帯の方】

概要：大学等に入学・在学する方の保護者に対し、学生等1人あたり350万円以内の貸付を行うものです。利息は年1.71%(固定金利)です。

申込時期：随時

問い合わせ先：日本政策金融公庫(<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>)

(12) 雇用調整助成金の特例措置【雇用主】

概要：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が、休業手当を払う場合、学生アルバイトも含む非正規雇用も対象となる特例。